

福祉・介護職員処遇改善交付金 支給要領（追加）

特定処遇改善手当（令和5年3月発出）

【令和5年度福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の支給について仕様書】

令和4年10月以降は期限の定めのないベースアップ等支援加算として新たに創設され、本法人はこの加算の取得申請を行った。令和5年度も引き続き取得申請を行う。支給方法は以下のとおりとし、4月支給分から支給を行う。

- ① 交付率：生活介護 1. 1%  
施設入所・短期入所 2. 8%  
就労支援B型 1. 3%  
共同生活援助（GH） 2. 6%  
児童発達・放デイ・保育所等訪問 2. 0%

② 交付金支給対象条件

処遇改善手当Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのいずれか取得済みであること ⇒ Ⅰ取得済み

全額を充てること（基本給・毎月支払われる手当で支給）⇒ 特殊業務手当に充当

③ 分配方法

交付金の総額を超えること、月額定額払いとする。

（事業主負担は控除する）

仕様書は予測値であることから令和6年3月支給時に総額予測の過不足の調整を行う。

なお、相談・支援センターは同額を法人財源で支払うものとする。

④ ベースアップ加算申請～取得の流れ

3月	4月	4月	6月	6月	7月
計画書提出	新年度加算申請	支給開始	加算収入	年度単位収入終了	実績報告提出

⑤ 支給月額 6,000円（正規職員・非正規職員）

月額報酬×交付率×12か月期間 = 交付額 8,589千円（昨年実績からの予測額）

支給根拠：昨年実績 × 各事業交付率 = 支給総額（交付額）

8,589千円

8,589千円4月～3月支給総計）／12か月／職員数＝7,000円（1人当月額）

※1 月額支給 6,000円

令和6年3月支給時に差額調整を行い支給する。

※2 令和5年度 賞与反映なし。

※3 給与規定に示す福祉・介護職員処遇改善交付金支給要領に本加算を別紙追加記載

※4 支給対象者：全職員対象（相談支援専門員・センター職員は自己財源とする）

※5 福祉・介護職員処遇改善交付金については支援員のみ（管理者、看護師、栄養士等対象外）

令和6年2月

厚生労働省は、令和6年2月分から5月分の賃金改善の補助として、福祉・介護職員の処遇改善を図るための「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」を交付します。

①	交付率：生活介護	0.8%
	施設入所・短期入所	1.6%
	就労支援B型	0.7%
	共同生活援助（GH）	1.1%
	児童発達・放デイ・保育所等訪問	1.1%

② 交付金支給対象条件

- 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していること ⇒ 取得済み
- 原則：令和6年2月分から賃金改善を実施すること ⇒ 2月給与から支給開始
- 全額を充てること（月額給与に手当新設）⇒ 「臨時特例」の項目追加

③ 分配方法（4カ月間）

上記交付率をもとに概算を行い、月額定額払いとする。（事業主負担は控除後支給）

5月／6月支給時に総額において予測値の過不足の調整を行う。

なお、相談・支援センターは同額を法人財源で支払うものとする。

④ 支給月額 4,000円・2,000円・一時金

（2月～5月／正規職員・3月～6月／非正規職員・雇用保険非該当者は6月に一時金で対応）

⑥ なお、6月以降の処遇改善手当は一本化されます。

福祉・介護職員処遇改善交付金 支給要領（追加）

特定処遇改善手当（令和6年6月発出）

別紙支給要領（令和6年6月～）

【福祉・介護職員等処遇改善加算】の制度が一本化されます】

・国は、福祉・介護職員の人材確保を更に推し進め、障害福祉の現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年6月以降、処遇改善に係る加算の一本化と、加算率の引上げを行います。

・新加算の算定要件は、

①キャリアパス要件、②月額賃金改善要件、③職場環境等要件の3つです。

・現在月額で支給している臨時特例交付金は5月で終了します。

（年契約者は6月支給で終了）

○処遇改善手当について

令和6年度夏季賞与の処遇改善手当は、令和5年10月～令和6年3月分ですので支給があります令和6年度冬季賞与では、処遇改善手当の支給は終了となりますのでご注意ください。

【令和6年6月からの対応】

これまでの（処遇改善+特定処遇改善+ベースアップ加算）が（新加算ⅠⅡⅢⅣ）に統合されます。

→法人では、これまで「処遇改善手当」を夏季・冬季賞与に支給しベースアップ手当を月額で支給していましたが、6月からは「処遇改善手当」に統合し、月額で支給します。

→この新加算は、以下の①②③の要件に対応することが求められます。

① キャリアパス要件【キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系）】

【キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組み）】

【キャリアパス要件Ⅳ（改善後の賃金額）】

【キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置）】4要件全て対応済み

【キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）】・・・一部実施

（a福祉・介護職員の能力評価 b 資格取得のための支援）査定による職員の能力評価による差額や研修等費用の助成等は、今後は処遇改善手当から支給することとなります。

今年度の研修費の一部は、処遇改善費を充当する予定としています。

② 月額賃金改善要件【6月から処遇改善手当として、毎月支給を行います。】

③ 職場環境等要件・・・対応済み

（情報公表システム（WAMNET）に実施した取組の内容を具体的に公表する。）

●給与明細の【臨時特例交付金・ベースアップ】は5月給与支給分（年契約者は6月）で終了となり、令和6年6月から【処遇改善手当】となり、月額支給を継続します。支給金額は支給率により異なります。